

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第20号

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年亀山市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 〔(2)～(5) 略〕	(退職報償金支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 〔(2)～(5) 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円

副分団 長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及 び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。